

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 21 年度
	平成 24 年度
	平成 25 年度
	平成 28 年度
	令和元年度
	令和 4 年度
計画主体	村 上 市

村上市鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担当部署名	村上市農林水産課
所在地	村上市三之町1番1号
電話番号	0254-53-3369
FAX番号	0254-53-3840
メールアドレス	nosui@city.murakami.lg.jp

村上市鳥獣被害防止計画 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	2
(1)被害の現状	2
(2)被害の傾向	2
(3)被害の軽減目標	3
(4)従来講じてきた被害防止対策	4
(5)今後の取組方針	4
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	5
(1)対象鳥獣の捕獲体制	5
(2)その他捕獲に関する取組	5
(3)対象鳥獣の捕獲計画	5
(4)許可権限委譲事項	7
4. 防護柵の設置等に関する事項	7
(1)侵入防止柵の整備計画	7
(2)侵入防護柵の管理に関する取組	7
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	7
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じは生じるおそれがある場合の対処に関する事項	8
(1)関係機関等の役割	8
(2)緊急時の連絡体制	9
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	10
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	10
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	10
(1)被害防止対策協議会に関する事項	11
(2)関係機関に関する事項	11
(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項	11
(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項	11
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	11

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・カラス類・カルガモ・カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	新潟県 村上市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	金額(千円)	面積(ha)
ニホンザル	水稻	94	0.16
	豆類・雑穀類	18	0.05
	いも類	127	0.10
	野菜類	1,012	0.26
ツキノワグマ	果樹	45	0.10
イノシシ	水稻・野菜・いも類	7,866	18.28
ニホンジカ	実績なし	—	—
ハクビシン	野菜・豆類	105	0.55
タヌキ	野菜・いも類	89	0.29
カラス類	野菜・豆類	146	0.48
カルガモ	被害数値不明	—	—
カワウ	魚類(アユ等)	1,391	—
合計		10,893	20.27

(2) 被害の傾向

【ニホンザル】

令和4年3月策定の第三期新潟県ニホンザル管理計画によると、下越広域における推定個体数は、92群3,404～4,600頭存在すると推定されており、当地域においては、出没及び被害の発生は市内全域で確認され、山間部を中心に農作物被害が発生している状況である。また、電気柵の普及により被害金額は減少傾向にあるが、繁殖、群分裂等により、生息地域は拡大している。

農作物被害は、主に野菜等に発生しており、発生時期は毎年3月下旬から12月までの間である。特に6～8月の収穫前を狙った被害が最も多く、農業者の生産意欲の低下に繋がり、耕作放棄地が拡大傾向にある。

また、毎年平均300頭以上の捕獲(駆除)を実施しているが、大きな被害減少には繋がっていないことから、サル学習効果による防除の効果の低下、群れの分裂の可能性などが考えられる。

【ツキノワグマ】

農作物被害は比較的少なく、令和元年度から2年度にかけ山間部での農林業従事者への人身被害以外に住宅地周辺でも発生し、目撃情報も多発していることから、生息(行動)域は拡大していて人を恐れない傾向にあり、人身被害の割合が高くなってきている。また、養蜂被害や杉等の剥皮被害が発生している。

【 イノシシ 】

山間部に広く生息しており、近年では農地での目撃情報も増加しており、生息(行動)域は拡大している。また、水田での畦畔破損、水稻の踏みつけ及びぬた場の被害増加のため、水田の電気柵による防除要望が激増しており、更なる農作物被害の恐れが懸念される。

【 ニホンジカ 】

山間部に広く生息しており、近年では目撃情報も多数あることから、生息(行動)域は拡大している。

【 ハクビシン 】

山間部・市街地を問わず広く生息しており、野菜を中心に食害がある。

【 タヌキ 】

市内全域において、野菜等の被害が確認されているため、被害が拡大する恐れがある。

【 カラス類 】

山間部・市街地を問わず広く生息し、春には水稻の苗の踏みつけの被害があり、夏から初冬にかけて野菜の食害がある。

【 カルガモ 】

春季の水稻苗の踏みつけや秋季の稲穂の食害がある。

【 カワウ 】

奥三面ダムや荒川上流部でコロニーが確認されており、放流後のアユや鮭稚魚、川魚などが食害により減少している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (R3年度)		目標値 (R6年度)	
	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)
ニホンザル	1,251	0.57	1,000	0.46
ツキノワグマ	45	0.10	36	0.08
イノシシ	7,866	18.28	6,292	14.62
ニホンジカ	—	—	—	—
ハクビシン	105	0.55	84	0.44
タヌキ	—	0.29	71	0.23
カラス類	146	0.48	116	0.38
カルガモ	—	—	—	—
カワウ	1,391	—	1,112	—
合計	10,893	20.27	8,711	16.21

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 猟友会に委託し、農地のパトロール及び銃器による有害鳥獣捕獲を実施。 ② 箱わな、くくり罠の設置による捕獲 ③ 漁協が、猟友会に対して銃器による駆除および追い払いに必要な経費を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ① 捕獲従事者の減少と高齢化が進行してきている。 毎年、ニホンザルについては有害捕獲を実施し被害額は減少傾向にあるが、生息域の拡大及び群れの分裂により、依然として被害は発生しており、新たな捕獲の担い手確保が課題である。 ② 捕獲に携わる人材が不足している。 イノシシの捕獲わなの増強と共に被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成が必要。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 国の補助事業を活用し、電気柵を各被害地域に導入し、ニホンザルによる農作物被害防止対策を行っている。 ② 農家の自主的な防除対策の意識を促すために鳥獣被害防止対策に関する技術指導資料を配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気柵を設置した地区では、ニホンザルによる農作物被害はなかったが、隣接の未整備地域で被害が拡大している。このため、電気柵の計画的な設置が必要である。 また、近年はイノシシ用の電気柵が必要な地域が増加しているため、設置研修会の開催が必要。 ② 農家の自主的な防除対策や収穫されない放任果樹、廃棄農産物、生ゴミ等の除去を促すため、猿害対策の継続した周知啓発を行い、併せて鳥獣を引き寄せない環境づくりの周知・徹底が必要である。
生息環境管理その他の取組	<p>毎年、有害鳥獣による各種被害防止のため、重点集落で専門講師による集落診断を行い、2年以降も前年を振り返り、次の獣害対策の方針決めのワークショップを開催している。</p>	<p>被害防除対策に必要な、地域における生息状況や被害状況、捕獲状況等のデータを収集・管理するICTやGIS導入の検討が必要。</p>

(5) 今後の取組方針

【 ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ 】

令和4年3月に策定された第三期新潟県ニホンザル・イノシシ管理計画及びニホンジカについては第二期管理計画に基づき、加害個体数の調整を市で策定した実施計画により、農作物被害の多い場所での選択的捕獲を重点的に実施して加害個体管理を行う。

効果的な対策の推進を図るため、隣接地域等との連携、情報共有を図るほか、生息環境の整備として集落環境診断等を開催し地域住民に対しては、被害防除等への協力として、地域住民自らが実施できる対策への参加や生息情報の収集、被害防除の推進等に積極的に協力してもらい、生ゴミや廃棄野菜等の適切な管理を行うよう周知・徹底し、サルを誘引しにくい集落環境づくりの実現に努める。

イノシシ・ニホンジカについては侵入防止柵整備による被害防止と、くくり罠設置に際しICTを活用して見回り等の捕獲従事者の負担軽減につなげる。

また、被害防除対策では被害の多い地域に対して電気柵を設置すると共に、防除対策を着実に実施するために設置研修を行い、農家が自主的に防除活動ができるよう支援を行う。

【 ツキノワグマ・ハクビシン・タヌキ・カラス類・カルガモ・カワウ 】

有害鳥獣の食害に対する対策については、捕獲実績では年度によって差があり、被害防止効果が十分に得られている状況ではないため、今後においても対策を継続する。ハクビシン・タヌキに関しては 8 段張りの電気柵を普及させることによりニホンザルの対策と併せて農作物被害の減少を図る。ただし、ツキノワグマに関しては被害の発生状況に合わせ、捕獲頭数を調整することとする。鳥類については銃器による一斉駆除による被害防止対策とする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市より猟友会村上支部へ有害鳥獣捕獲(駆除)委託を行う。また、人身被害等の緊急性のある場合は、市が設置する鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)により有害鳥獣捕獲を行う。(H26 年度要綱制定)

市は年間の捕獲計画を策定し、実施隊が定期的に巡回及び集落・農家等から目撃・被害等の情報があった場合に出動し、銃器または箱わなにより捕獲を実施する。

また、通報(報告)体制の整備を併せて実施するとともに、被害状況調査及び加害群・頭数調査等を継続していく。

カラス類およびカルガモ、カワウについては、繁殖期及び農作物の収穫期前等に地区毎に一斉捕獲を検討・実施する。

ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについては、人身被害の恐れもあることから、村上市ツキノワグマ出没時の対応マニュアルに基づき、速やかに対処する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4	ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・カラス類・カルガモ・カワウ	・猟友会による定期的巡回の実施、目撃・被害発生時の出動(状況に応じて実施隊による緊急出動) ・箱わなの導入及び設置(ニホンザル・ツキノワグマ・ハクビシン・タヌキ) ・くくりわなの導入及び設置(イノシシ)
R5	同上	同上
R6	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【 ニホンザル 】

第三期新潟県ニホンザル管理計画を踏まえ、市が策定する実行計画により個体数調整(捕獲)を行う。また、サルの遺伝的多様性を維持するため、地域個体群を絶滅させないよう配慮し、猟友会員による巡回と箱わなを使用した捕獲を実施して群れの個体数の調整を行う。

【 ツキノワグマ・ハクビシン・タヌキ・カラス類・カルガモ 】

生息数については個体数の把握に努めることにしている。捕獲計画数等の考え方については、H30～R3年度の捕獲実績は年度により差があり、被害防止効果が十分に得られてないことから、次のとおり設定するものとする。

【 イノシシ 】

第三期新潟県イノシシ管理計画を踏まえ、現状の捕獲率が維持された場合の個体数予測による市が策定する実行計画により個体数調整(捕獲)を行うとともに、農地や人家に侵入させないための環境整備等、生息個体数を減少させていく体制づくりに努める。

【 ニホンジカ 】

農作物被害の状況、隣接市町村からの情報等を踏まえ、被害抑制のため積極的に捕獲すると共に、農地や人家に侵入させないための環境整備等、生息個体数を減少させていく体制づくりに努める。

【 カワウ 】

前年度の捕獲数、漁業被害の状況、隣接市町村からの情報等を踏まえ、被害抑制のため積極的に捕獲するが、計画的な捕獲にも配慮し、群れの分裂を防ぎつつ規模の縮小を目指す。また、採食のために飛び立つ早朝などに花火等による追い払いやアユ、鮭稚魚等の放流前には短期集中で追い払いを実施して放流後の被害防止を図る。

- ・ツキノワグマ … 安全確保等の観点から必要に応じ最小限の捕獲を実施。
- ・ハクビシン … 1年間に 20 頭程度捕獲を実施。
- ・カラス類 … 1年間に 500 羽程度の捕獲を実施。
- ・イノシシ … 1年間に 150 頭程度の捕獲を実施。
- ・ニホンジカ … 被害抑制の観点から必要に応じ捕獲を実施。
- ・タヌキ … 1年間に 20 頭程度捕獲を実施。
- ・カルガモ … 1年間に 100 羽程度の捕獲を実施。
- ・カワウ … 1年間に 100 羽程度捕獲を実施。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
ニホンザル	350 頭程度	350 頭程度	350 頭程度
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	150 頭程度	170 頭程度	190 頭程度
ニホンジカ	必要に応じ捕獲	必要に応じ捕獲	必要に応じ捕獲
ハクビシン	20 頭程度	20 頭程度	20 頭程度
タヌキ	20 頭程度	20 頭程度	20 頭程度
カラス類	500 羽程度	500 羽程度	500 羽程度
カルガモ	100 羽程度	100 羽程度	100 羽程度
カワウ	100 羽程度	100 羽程度	100 羽程度

捕獲等の取組内容

- ・銃器による捕獲(2月16日～11月14日) … 被害地域全域(ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・カラス類・カルガモ・カワウ)
- ・箱わなによる捕獲(2月16日～11月14日) … 被害地域全域(ニホンザル・ツキノワグマ・ハクビシン・タヌキ)
- ・くくりわなによる捕獲(3月16日～11月14日) … 被害地域全域(イノシシ・ニホンジカ)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R4年度	R5年度	R6年度
ニホンザル	侵入防止柵(5,000m)	侵入防止柵(5,000m)	侵入防止柵(5,000m)
イノシシ	侵入防止柵(70,000m)	侵入防止柵(70,000m)	侵入防止柵(70,000m)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R4年度	R5年度	R6年度
ニホンザル イノシシ	<p>被害が多発する地域においては、電気柵等の設置・維持管理の現地機能診断を実施し効果を発揮できるよう指導する。</p> <p>専門家と連携しながら集落機能診断等による対象鳥獣の効果的な追払い方法や被害防除技術の研究を進め、必要な機材の検討・導入を行う。</p> <p>被害防止のため、行政や地元自治会・農家組合などの関係団体による協力と連携により、地域ぐるみで被害防止に関連する知識や技術向上と、被害防止対策の普及啓発に努める。</p>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

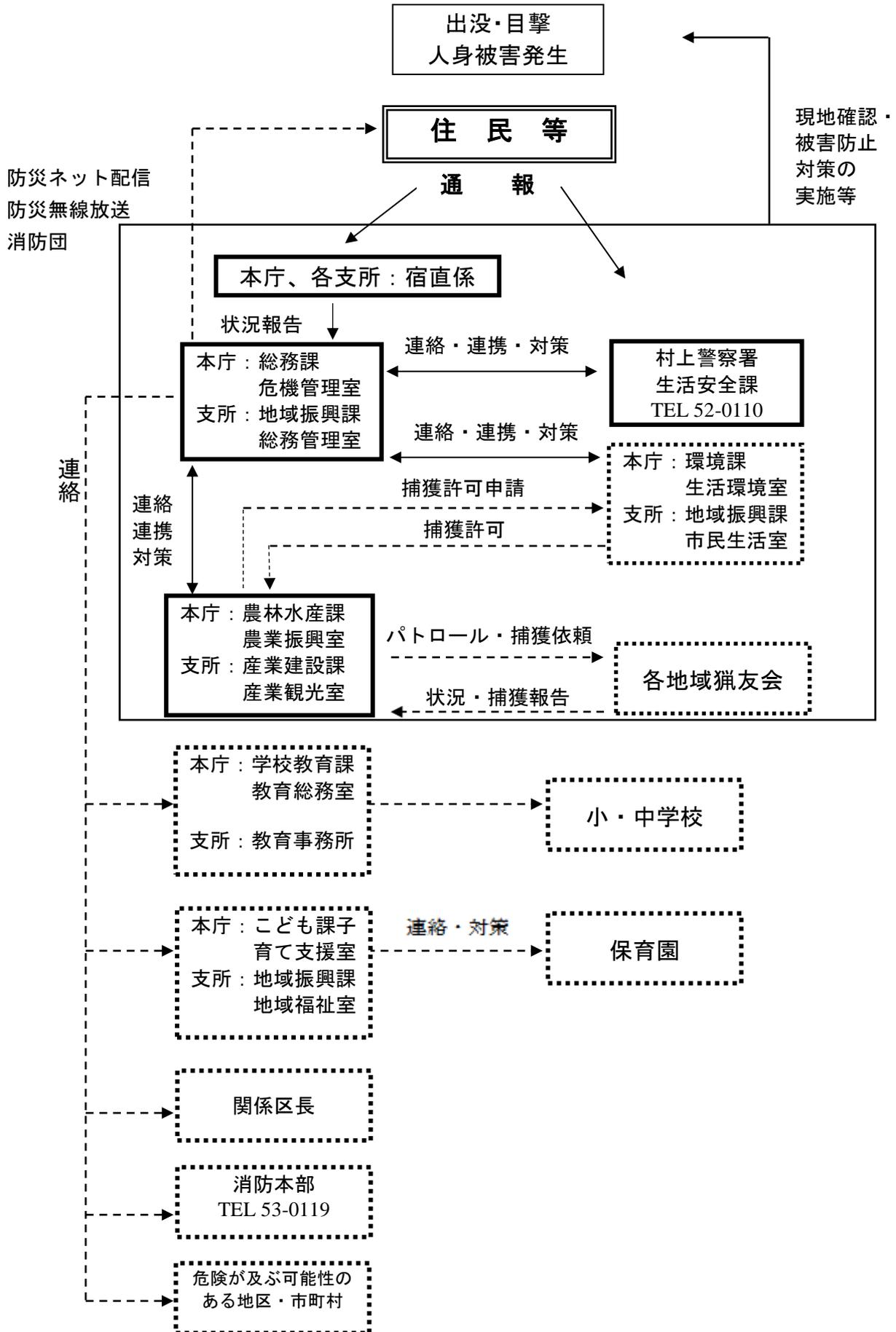
年度	対象鳥獣	取組内容
R4～6年度	ニホンザル イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備により、獣が農地に近づきにくい環境づくりを推進する。 ・集落診断事業などによる地域ぐるみの自主的な防除及び捕獲対策を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
村上市総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への注意喚起 ・周辺パトロール、防災ネット配信、防災無線放送を実施する。また、誘引物の有無を確認し、適正な処理を呼びかける。 ・住民の避難誘導、警戒が必要な場合は消防本部・消防団へ依頼する。
村上市環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への注意喚起 ・有害鳥獣捕獲許可の迅速な対応を図る。 ・周辺パトロールを実施する。また、誘引物の有無を確認し、適正な処理を呼びかける。 ・通学路等が近くにある場合には学校教育課、こども課へ連絡し、児童生徒の安全確保に努める。
村上市農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への注意喚起 ・有害鳥獣捕獲申請の迅速な対応を図る。 ・周辺パトロールを実施する。また、誘引物の有無を確認し、適正な処理を呼びかける。
村上地域振興局健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市・警察・鳥獣保護管理員等で構成する「鳥獣被害対策チーム」において、適正な処理を呼びかける。
新発田地域振興局農業振興部 村上地域振興局農林振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・国および県からの情報提供。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金などの補助事業の活用支援・指導。
村上警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺パトロールを実施する。また、誘引物の有無を確認し、適正な処理を呼びかける。 ・猟友会等と連携し、迅速に捕獲体制をとる。
新潟県猟友会村上支部	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺パトロールを実施する。また、誘引物の有無を確認し、適正な処理を呼びかける。 ・警察等と連携し、迅速に捕獲体制をとる。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザルについては、捕獲現場において埋設処理を行う。なお、発信器の装着を目的とした捕獲は、箱わなを用いて行い、メスは発信器装着後に放獣し、オス及び子ザルについては埋設処理を行う。また、他の対象鳥獣の処理についても同様の処理を行う。

捕獲者の減少や高齢化に伴い、イノシシは埋設での処理が困難になっているため、焼却施設等の方法を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	村上市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
村上市	・協議会の運営、構成機関との連携協力、実施計画の作成・遂行、出沒・被害状況の把握、その他必要な援助
にいがた岩船農業協同組合	・農作物被害の把握及び農家への情報提供等、必要な被害防止対策の支援
かみはやし農業協同組合	・農作物被害の把握及び農家への情報提供等、必要な被害防止対策の支援
新潟県農業共済組合下越支所	・農作物被害の把握及び農家への情報提供等、必要な被害防止対策の支援
三面川鮭産漁業協同組合 荒川漁業協同組合	・内水面被害の把握及び必要な被害防止対策の支援
新潟県猟友会村上支部	・対象鳥獣捕獲(駆除)等を実施
鳥獣保護管理員	・対象鳥獣捕獲等に係る調査を実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新発田地域振興局農業振興部 村上地域振興局農林振興部	・鳥獣被害防止対策について、国等との連絡調整及び有効な被害防止対策や捕獲方法についての情報提供等、必要な指導・助言を行う。
新潟県農林水産部水産課村上駐在所	・カワウ対策の情報提供等、必要な指導・助言を行う。
いわふね森林組合	・里山の森林整備を進めることにより、野生生物との緩衝帯をつくる。
村上市森林組合	・里山の森林整備を進めることにより、野生生物との緩衝帯をつくる。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

農作物に被害を加える有害鳥獣の駆除については、新潟県猟友会村上支部に年間委託し、捕獲(駆除)を実施しているが、人身被害等の緊急性が高い捕獲(駆除)については、鳥獣被害対策実施隊に出動命令し、有害鳥獣捕獲(駆除)を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農家・地域住民等には、集落単位での追い払いや放任野菜・果樹の除去等に関する啓発を実施し、サルを誘引しにくい集落環境づくりの実現を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシの個体数が増加しており、被害が拡大していることから、今後、広域的な捕獲体制の整備や効果的な捕獲方法の検証が必要である。
「村上市森づくり基本計画」の「獣害対策を考慮した森林整備」と連携・調整を図りつつ、関係者間で情報共有し、総合的かつ効果的な整備を推進する。